

倉吉市宮長坂新町住宅等建替事業

基本協定書（案）

令和4年10月〇日

倉吉市

倉吉市営長坂新町住宅等建替事業

基本協定書(案)

倉吉市営長坂新町住宅等建替事業（以下「本事業」という。）に関して、倉吉市（以下「甲」という。）と、〔入札参加グループの名称〕の代表企業及び構成企業（入札参加資格審査書類に、それぞれ入札参加グループの代表企業又は構成企業として明記された者をいう。総称して以下「乙」という。）との間で、以下のとおり合意し、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が本事業に関して総合評価一般競争入札方式により落札者を決定したことを確認した上で、甲と乙との間で、本事業及び本事業に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と乙との間で締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、落札者決定に係る審査委員会及び甲の要望事項を尊重しなければならない。

（業務の委託、請負）

第3条 乙は、本事業の遂行者として、本事業の実施に関し、設計業務、建設業務及び工事監理業務を乙が甲に提出した提案書に定める実施体制により実施するものとし、担当業務を第三者に行わせる場合であっても、事業契約に定める条件を遵守させるとともに、担当業務の全部又は大部分を第三者に行わせてはならない。

2 設計企業、建設企業及び工事監理企業は、担当業務を誠実に実施しなければならない。事業契約の規定に基づき互いに連帯して本事業を遂行するものとする。

（事業契約等）

第4条 甲及び乙は、本協定締結後、倉吉市議会への事業契約に係る議案提出日（ただし、令和4年12月20日を目処とする。）までに、事業契約に係る仮契約を締結するものとする。

2 前項の事業契約に係る仮契約は、事業契約の締結について倉吉市議会で議決されたときに本契約となるものとする。ただし、倉吉市議会において否決された場合、仮契約の効力は、遡及的に消滅するものとする。

3 甲及び乙は、入札説明書に合わせて公表する事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）の文言の解釈について協議し、甲が合理的な理由に基づき必要と認める場合、その内容について変更することができるものとする。

4 甲及び乙は、仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。

5 本契約の締結までに、構成企業のいずれかが、入札説明書に規定された「入札参加者の備えるべき参加資格要件」の一部又は全部を満たさなくなった場合、甲は、仮契約を締結していないときにあっては仮契約を締結しないことができ、仮契約を締結しているときにあっては仮契約を解除することが

できる。ただし、仮契約を締結している場合において、甲は、やむを得ないと認めたときに限り、代表企業を除く構成企業の変更又は追加を認めた上で仮契約を解除せずに存続させることができる。

6 甲は、乙のいずれかの者の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかったときは、乙に対し、違約金として入札金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する金額の支払いを請求することができる。乙は、甲に対し、甲の指定する期間内に、甲が請求する違約金を連帯して支払わなければならない。

(準備行為)

第5条 乙は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力するものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第6条 甲と乙との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、第4条第6項、第9条第2項、及び第10条に規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本協定に別段の定めがない限り、甲及び乙が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、また、甲及び乙は、相互に債権債務関係が生じないものとする。

2 乙は、前条において、本事業に関して甲から交付を受けた書類及びその複写物がある場合、公表済みの書類を除き、すべて返却しなければならない。また、乙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類をもとに作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。乙は返却及び破棄に際し、破棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日から、事業契約の契約期間の終了時までとする。

2 事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定の効力は存続するものとする。

(談合等の防止)

第8条 甲は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、事業契約の本契約締結前に、本事業の入札手続に関し、乙のいずれかの者において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は、事業契約に係る仮契約又は本契約を締結しないことができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8章第2節に規定する手続きに従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独占禁止法第8章第2節に規定する手続きに従って、同法第7条の2、第8条の3、又は第20条の2～6のいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。

2 甲は、本事業の入札手続に関し、乙が前項の各号のいずれかに該当したときは、甲が事業契約を締結するか否か、又は解除するか否かにかかわらず、乙に対し、違約金として入札金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する金額を請求することができるものとする。

(遅延損害金)

第9条 乙が前条2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づく率で計算した金額を遅延損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本協定に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

第11条 本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、倉吉市を管轄する裁判所をもって合意による専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項が発生したとき及び疑義が生じたときは、必要に応じ甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 所在地

倉吉市

倉吉市長

印

(乙)

(代表企業)

所在地

名称

代表者

印

(構成企業)

所在地

名称

代表者

印

(構成企業)

所在地

名称

代表者

印

(構成企業)
所在地
名称
代表者 印

(構成企業)
所在地
名称
代表者 印

(構成企業)
所在地
名称
代表者 印

(構成企業)
所在地
名称
代表者 印

(構成企業)
所在地
名称
代表者 印

(構成企業)
所在地
名称
代表者 印